

架け橋の会 規約

第1章 総則

第1条(名称)

本会は「架け橋の会」と称する。

第2条(所在地)

本会の主たる事務所は、次の場所に置く。

住所：〒411-0039 静岡県三島市寿町 2-16 あなたのビル 2F

なお、必要に応じて運営委員会の決議により変更できる。

第3条(目的)

本会は、一般社団法人未来への架け橋の理念をふまえ、インクルーシブ社会の実現に向けた活動を支援し、知的障害者の生涯学習の充実および社会参加の促進を目的とする。

第4条(事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 知的障害者の高等教育支援に関する啓発活動
2. 会員間の交流・情報共有
3. 資金調達および助成活動
4. その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第5条(会員の種別)

本会の会員は以下の種別とする。

1. 法人（特別会員）
 - ・ 本会の目的に賛同し、厚いご支援を通じて継続的に支えてくださる法人。
 - ・ 法人名やロゴの掲載に加え、会報や広報紙にて感謝のご紹介をさせていただきます。
2. 法人（正会員）
 - ・ 本会の目的に賛同し、積極的に活動に参加する法人。
 - ・ 法人名やロゴの掲載やネットワーキング機会を得られます。

3. 法人（賛助会員）

- ・ 本会の活動を賛助する法人。
- ・ ロゴ掲載や広報協力などを提供します。

4. 個人（特別会員）

- ・ 本会の目的に賛同し、厚いご支援を通じて継続的に支えてくださる個人。
- ・ お名前の掲載に加え、会報や広報紙にて感謝のご紹介をさせていただきます。

5. 個人（正会員）

- ・ 本会の目的に賛同し、積極的に活動に参加する個人。
- ・ 会報の受け取り、イベント・研究会への優先参加の機会を得られます。

6. 個人（賛助会員）

- ・ 本会の活動を賛助する個人。
- ・ 会報の受け取り機会を得られます。

第6条(入会)

1. 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、運営委員会の承認を得るものとする。
2. 入会金および年会費は別途定める。

第7条(資格の喪失)

会員は、以下の理由により資格を喪失する。

1. 退会の届出を行った場合。
2. 会費を一定期間納入しない場合。
3. 本会の活動に不正行為や違法行為を行った場合、運営委員会の判断により資格を喪失する。

第 3 章 組織

第8条(運営委員会)

本会の運営は、運営委員会がこれを行う。

1. 運営委員会は正会員の中から選出された委員によって構成される。
2. 委員は会長 1 名、副会長 1 名、その他の委員若干名とする。
3. 委員の任期は 2 年とする。

第9条(会長の職務及び権限)

1. 本会を代表し、対外的な活動を行う。
2. 総会及び運営委員会の決議に基づき、重要事項を執行する。

- 3.必要に応じて、副会長及び理事に権限を委任できる。
- 4.予算及び財務管理を監督し、必要に応じて会計担当者に指示を行う。

第10条(副会長の職務及び権限)

- 1.会長を補佐し、会の運営に協力する。
- 2.会長が不在または職務遂行が困難な場合に、会長の職務を代行する。
- 3.総会において、会の運営に関する意見を述べる。

第11条(会議)

1. 運営委員会は、年1回の定例会議を開催するほか、必要に応じて臨時会議を開催する。
2. 会議は出席委員の過半数の賛成をもって議決する。

第4章 会費

第12条(会費)

会費は以下の通りとする。

法 人	特別会員	：	年 額	10万円
	正 会 員	：	年 額	5万円
	賛助会員	：	年 額	3万円
個 人	特別会員	：	年 額	3万円
	正 会 員	：	年 額	1万円
	賛助会員	：	年 額	3千円

第13条(会費の納入)

会費は毎年4月1日から翌年3月31日までを1期とし、原則として4月末日までに納入するものとする。年度途中に入会する場合であっても、会費は全額を納入するものとする。

第5章 財産管理

第14条(財産の範囲)

本会の財産は、以下の各号に掲げるものを含む。

- 1.会費（賛助会員からの年会費、寄付金を含む）
- 2.資産（現金、預金、有価証券等）
- 3.寄付金及び助成金

4.その他、本会の活動により得られた収益

第15条(財産の管理責任)

本会の財産は、運営委員会が適切に管理し、その運用について監督する。

財産の管理・運用に関する具体的な業務は、会計担当者が行い、定期的に報告するものとする。

第16条(財産の運用)

本会の財産は、その目的達成のために適切に運用し、営利を目的とした運用は行わない。

財産の運用方針は、運営委員会の承認を得た上で決定する。

運用にあたっては、リスク管理を徹底し、安全性を考慮した運用を行う。

第17条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 附則

第18条(規程の改定)

本規程の改正は、運営委員会の出席者の3分の2以上の賛成によるものとする。

第19条(施行)

本規程は、2025年1月1日より施行する。なお、第13条（会費の納入）については、2025年4月1日より適用する。